

## 4-4 都市環境の整備方針

安全・安心で快適な都市環境の形成に向けて、本市の都市環境の整備方針を以下のようにまとめます。

### 上下水道の計画的な整備

上水道や下水道、下水道類似施設は、生活環境や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全など、安全で快適な市民生活を確保するために必要不可欠な施設であることから、今後も整備計画に基づいた計画的な整備を推進します。

上水道は、既に高い普及率を誇っており、今後も水道事業統合基本計画に基づいて、未給水区域の解消に努めます。

下水道についても、下水道基本計画に基づいて整備計画区域内での円滑かつ計画的な整備に取り組むとともに、整備計画区域外の地域においては、農業集落排水などの既存施設の適切な管理と公共設置型浄化槽の整備を推進し、地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備を図るものとします。



《下水道施設》

### 災害に強い都市づくりの推進

本市は、合併に伴い広大な山林地域と大規模河川を有する都市となりました。大地震や台風による土砂災害や水害、火災などから市民の生命・財産を守るために、災害に強い安全・安心な都市づくりを推進します。

自然災害の防止・被害軽減に向けて、急傾斜地等の災害危険区域における防災施設の整備や、河川・水路の計画的な整備・改修、下水道事業と併せた雨水排水対策などに取り組むとともに、災害時にも市民が安全に避難できるよう、都市公園等の避難地や避難路の計画的な整備、市民の防災拠点となる公共施設の耐震化・不燃化、緊急車両の円滑な通行に向けた狭隘道路の解消など、災害に強い都市基盤の整備に努めます。

また、防災訓練の実施や自主防災組織の育成、ハザードマップ等の災害に係る情報の積極的な提供などを通して、市民一人ひとりの防災意識の向上を図り、市民、事業者、行政などが連携・協力した防災体制の整備・強化を推進します。

なお、湯津上、黒羽地区においては、建築基準法(集団規定)に基づく安全で秩序ある生活環境の形成を目指し、都市計画区域の拡大に向けた取り組みを推進します。



《整備された河川》

## その他の都市施設等の適正な整備

快適な生活を送るために必要となる都市施設については、社会情勢を見据え、周辺自治体を含めた広域的な機能配置の観点から、効率的かつ効果的な整備を図ります。

ごみ処理施設、火葬場などの周辺環境への影響が大きい施設については、周辺環境との調和に十分配慮するとともに、学校等の教育文化施設や社会福祉施設については、施設の必要性や利便性を十分に考慮し、適正な整備に向けた検討を進めます。

また、関係機関との協議を図りながら、山間部などの郊外地域における地上デジタル放送の受信及びインターネットアクセス網の整備に向けた取り組みを推進し、生活環境の向上に努めます。



《広域クリーンセンター大田原》

## 美しい都市景観づくりの推進

本市は、農地や平地林によって構成される「田園景観」、八溝山系の山並み、那珂川や箒川、琵琶池、羽田沼などによって構成される「自然景観」、歴史的な街並みや寺社などによって構成される「歴史的景観」など、多様な景観資源を有しています。

こうした良好な景観は、市民にやすらぎとおいを与える貴重な財産であるとともに、市外からの来訪者を呼び込む観光資源にもなることから、観光・交流型のまちづくりを見据え、景観計画などの関連計画の策定や、風致地区の指定など各種施策の展開について検討を進めながら、自然と歴史を活かした美しい都市景観の維持・形成を推進します。

## 地球環境に配慮した都市づくりの推進

地球温暖化や自然環境の喪失など、地球規模での環境問題が深刻化する中で、本市の財産である貴重な生態系や豊かな自然環境を将来にわたって保全し、市民の良好な生活環境を維持していくために、環境負荷の少ない循環型の都市づくりを推進します。

地球環境への負荷の低減に向けて、ゴミの減量化や資源化、太陽光発電をはじめとする自然エネルギーの活用を推進するとともに、市営バスや公用車等の低公害・低燃費車への移行を進めます。

また、適切な土地利用誘導によるまとまりある市街地（コンパクトシティ）の形成、渋滞解消に向けた道路整備及び公共交通機関の充実を推進し、地球環境に配慮した都市づくりに努めます。

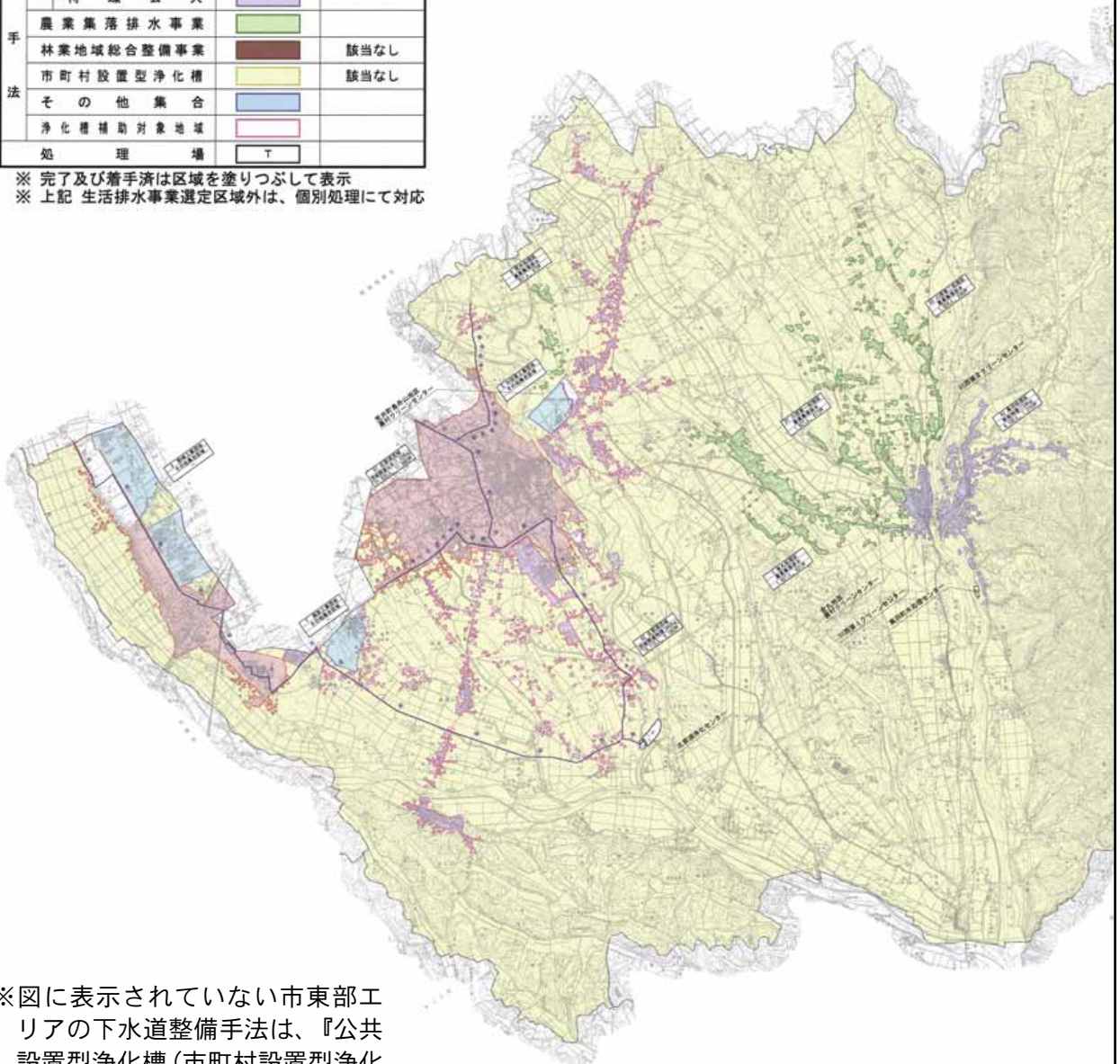


《ソーラーパネルを取り入れた  
しんとみ保育園》

《大田原市下水道基本構想図》

凡 例			
名 称	記 号	備 考	
整 備 手 法	流域関連（公共）		
	流域関連（特環）		
	公共下水道		該当なし
	公共関連特環		該当なし
	特環公共		
	農業集落排水事業		
	林業地域総合整備事業		該当なし
	市町村設置型浄化槽		該当なし
	その他集合		
	浄化槽補助対象地域		
処 理 場	T		

※ 完了及び着手済は区域を塗りつぶして表示  
 ※ 上記 生活排水事業選定区域外は、個別処理にて対応



※図に表示されていない市東部エリアの下水道整備手法は、『公共設置型浄化槽（市町村設置型浄化槽）』となります。

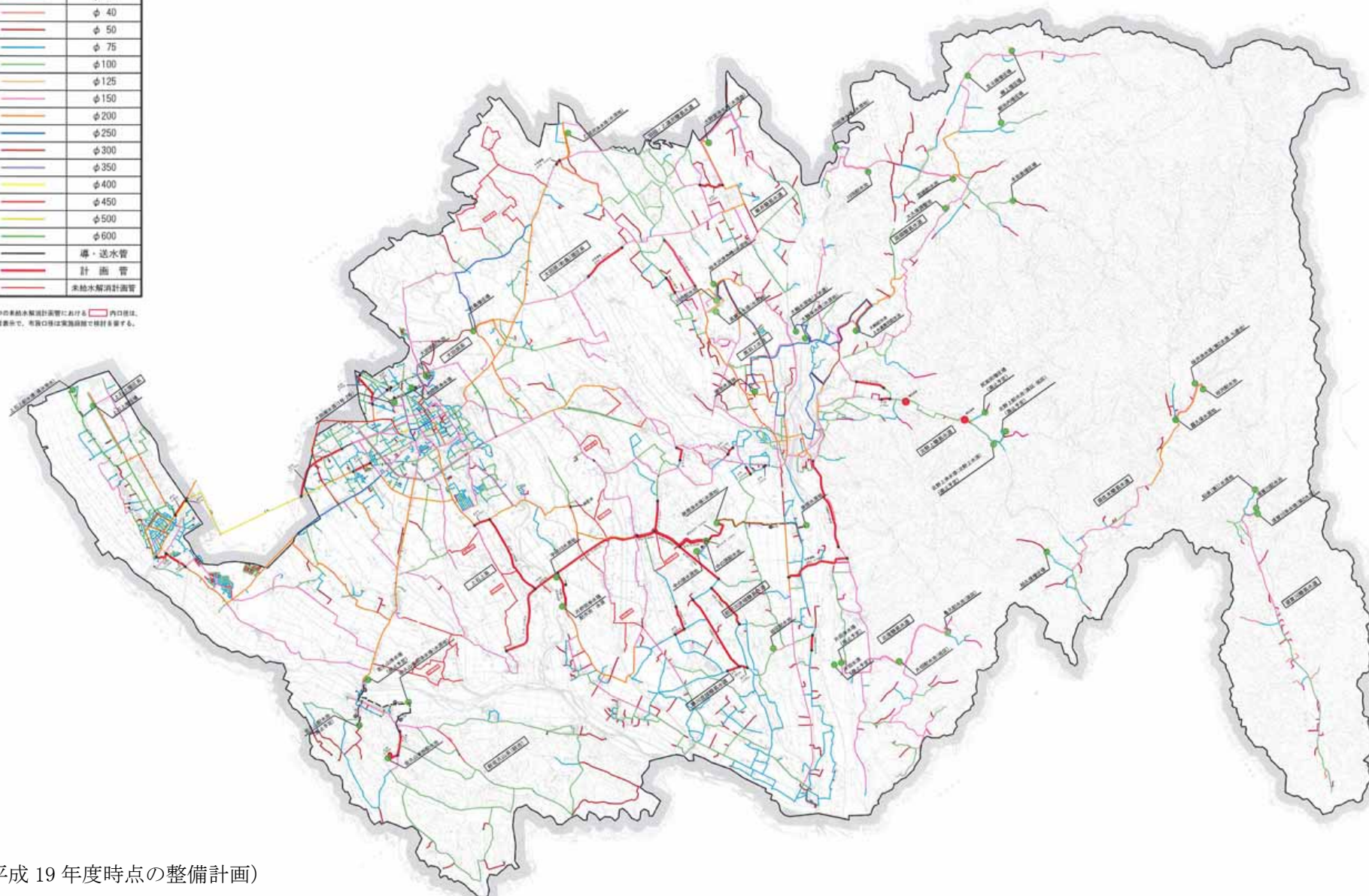
（平成 20 年度時点の整備計画）



# 《大田原市計画配水管図》

凡 例	
	φ 30
	φ 40
	φ 50
	φ 75
	φ 100
	φ 125
	φ 150
	φ 200
	φ 250
	φ 300
	φ 350
	φ 400
	φ 450
	φ 500
	φ 600
	導・送水管
	計画管
	未給水解消計画管

※ 図中の未給水解消計画管における□内口数は、参考数値で、実開口数は実施段階で検討を要する。



(平成 19 年度時点の整備計画)